

令和2年度保険料改定について

(令和2年4月から保険料が変わります。)

令和2年2月26日開催の第135回通常組合会において、医療分保険料の改定が承認されました。

医療費増大、国庫補助金削減が続く中、組合の財政状況において令和2年度は、歳出抑制のための事業運営の見直しと保険料の改定を行うことになりました。

大変厳しい状況ではございますが、今後とも国保財政の健全化、医療費の適正化に努めてまいりますので、被保険者の皆様におかれましてもご理解、ご協力をお願い致します。

・ 令和2年度保険料（令和2年4月～令和3年3月分）

*医療給付費分保険料を改定。

(お一人/月額)

月額保険料	事業主	従業員	家族
医療給付費分 *改定	17,700円	9,000円	6,000円
後期高齢者支援金分	2,500円	2,500円	2,500円
介護納付金分	3,000円	3,000円	3,000円
後期高齢者組合員分	1,000円	1,000円	